

国立大学法人愛媛大学経営情報分析室規程

〔平成24年11月21日
規則第 105 号〕

国立大学法人愛媛大学経営情報分析室規程（平成17年規則第404号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則第20条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学経営情報分析室（以下「経営情報分析室」という。）に関し、必要な事項を定める。

（業務）

第2条 経営情報分析室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学が戦略的に取り組む事項の現況分析及び改善提案に関する事。
- (2) 機構、学部・研究科等が保有する各種資料・データの収集・集計及び分析並びに当該資料・データの総括的管理に関する事。
- (3) 各種データベースの構築の支援に関する事。
- (4) 国立大学法人評価及び大学機関別認証評価に係る資料・データの収集及び分析の支援に関する事。
- (5) 各部局への情報提供及び支援に関する事。
- (6) 教員業績評価システムの管理及び運用に関する事。
- (7) その他本学の業務の質的向上のために必要な調査及び分析に関する事。

（組織）

第3条 経営情報分析室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員
 - ア 専任教員
 - イ 兼任教員 若干人
 - ウ 事務職員 若干人

（室長）

第4条 室長は、理事又は本学の専任の教授のうちから、学長が指名し、任命する。

2 室長は、経営情報分析室の業務を掌理する。

（副室長）

第5条 副室長は、本学の専任教員のうちから、学長が指名し、任命する。

2 副室長は、室長の業務を補佐する。

（室員）

第6条 第3条第3号イの室員は、本学の専任教員のうちから、学長が指名し、任命する。

2 第3条第3号ウの室員は、学長が指名し、任命する。

（任期）

第7条 室長、副室長及び第3条第3号イの室員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、任期の末日は、当該者を任命する学長の任期の末日とする。

（企画会議）

第8条 経営情報分析室に、経営情報分析室の活動に関して必要な事項を検討するため、企画会議を置く。

2 企画会議の構成員は、第3条に規定する者のほか、理事又は本学の専任教員のうちから、学長が特に必要と認めた者とする。

(事務)

第9条 経営情報分析室に関する事務は、総務部評価IR課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、経営情報分析室に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成24年11月21日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。